



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

文部科学省初等中等教育局へ要望 高等学校衛生看護科における准看護師養成の停止を 高等教育局へ要望 大学4年間での看護師教育、 保健師・助産師教育の大学院教育への移行を

公益社団法人日本看護協会（会長：高橋弘枝、会員 75 万人）は 3 月 11 日、文部科学省初等中等教育局の望月禎局長に、同 12 日は高等教育局の奥野真審議官に、伊藤学司局長に宛てた「令和 8 年度予算・政策に関する要望書」を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

■初等中等教育局

准看護師制度は約 70 年前に創設された資格であり、教育内容は看護師とは大きく異なります。医療現場では准看護師に本来の教育以上の役割や業務が求められてきた歴史があり、本会は一貫して准看護師養成の停止を求めてきました。

現在、准看護師養成所と高等学校衛生看護科において准看護師養成が行われていますが、医療の高度化や高齢化の進展、地域包括ケアシステムの推進により、人々の療養の場が多様化する中、求められる看護ニーズに応えるには高い実践能力が必要です。こうした状況を踏まえ、本会は、現代の医療・社会のニーズに対応した看護職養成の必要性を訴え、高等学校衛生看護科における准看護師養成の停止を要望しました。

高橋会長は「高等学校衛生看護科の入学定員充足率は低いことに加え、卒業生のほとんどは准看護師として就業するのではなく、看護師資格取得を目指して進学している現状がある」とした上で、「現在の医療・社会のニーズに即した看護職養成を進めてほしい」と述べました。

望月局長は、本会の要望に理解を示した上で「准看護師制度の課題については全体で考える必要があるだろう。医療現場で以前より専門的な役割を求められることを示していけるといい」と考えを示しました。



望月局長（左）に
要望書を手渡す高橋会長

■高等教育局

医療の高度化や高齢化の進展により、人々の療養の場は医療機関から地域のあらゆる場へと広がり、看護師にはより高い実践能力が求められています。

看護師には、多様な場において患者・利用者の状態を的確に観察・判断し、適切に対応するための実践能力の向上が不可欠です。このため、基礎教育の強化が必要となっています。また、保健師・助産師についても、あらゆる世代や場で必要なケアを提供するため、十分な教育時間の確保が求められています。本会は、これらの課題に対応するため、大学4年間での看護師教育および、保健師・助産師教育の大学院教育への移行を要望しました。

高橋会長は「現行の教育課程は、修業年限を前提とした教育内容であるため限界である。今後の看護師の役割拡大を見据え、質の高い看護系人材の養成を推進してほしい」と訴えました。

奥野審議官は看護教育について「看護師の専門性が高まり、その役割が広がっていることは承知している。看護師に求められるものも高度化している」とした上で、「国家資格を置きつつも、国家資格の一点ではなく、その資格取得のプロセスをみるため、看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を進めている」と述べました。さらに、保健師・助産師教育に関し「各大学では、それぞれの国家資格を学部4年だけでみるのではなく、学部と大学院をあわせた教育体制の提供を判断され、文科省としても、しっかりとその方向性を後押ししたい」と応じました。



奥野審議官（左）に
要望書を手渡す高橋会長

令和7年3月11日

文部科学省

初等中等教育局長 望月 禎 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 高 橋 弘 枝



令和8年度予算・政策に関する要望書

准看護師制度は、約70年前に戦後の急激な病院増設による看護師需要を補う必要があったことから、中学校卒業を要件として看護師を補助するために創設された資格です。准看護師は、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて「診療の補助」と「療養上の世話」を行うことを業とすることから、指示を前提とした教育が行われ、看護師の教育とは内容・時間ともに大きく異なります。

しかし、現場において、准看護師は受けている教育以上の役割や業務を求められてきた歴史があり、本会では制度創設以後、一貫して准看護師養成の停止に取り組んできました。

時代は大きく変化し、現代の看護職には、医療の高度化、高齢化の進展に伴う患者像の複雑化、さらに、地域包括ケアシステムの推進により、人々の療養の場が多様化する中で看護を提供できる高い実践能力が求められています。現在、准看護師養成所ならびに高等学校衛生看護科において准看護師養成が行われていますが、こうした医療・社会のニーズに対応し、業務を担う職能としては不十分な点があります。

実際の医療現場等においても看護師が求められており、准看護師の就業者数は大幅に減少している傾向にあるほか、将来、看護職を志す者についても、看護師資格の取得を志向しています。

つきましては、こうした准看護師制度の課題ならびに社会情勢を踏まえ、現在の医療・社会のニーズに即した看護職養成を行うために、高等学校衛生看護科における准看護師養成を停止するよう要望いたします。

要 望 事 項

- 准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する課題解決

1. 准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する課題解決

- 高齢化の進展等により患者像が複雑・多様化する中において安全・安心な看護を提供するため、高等学校衛生看護科を廃止し准看護師養成を停止されたい。

※准看護師制度は、今から約70年前に戦後急激な病院増設による看護師需要の増加を補うために、中学校卒業を要件に、看護師を補助するために発足した資格である。

※准看護師は、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて「診療の補助」と「療養上の世話」を行うことを業とすることから、指示を受けることを前提とした教育が行われ、看護師の教育とは内容・時間ともに大きく異なる。

※医療の高度化・社会ニーズの変化等により、1979年以降、就業する看護師は准看護師を上回っており、現在は様々な臨床現場において、高い看護実践能力をもつ看護師が求められている。また、看護職の志望者は、看護師資格取得を目指している。

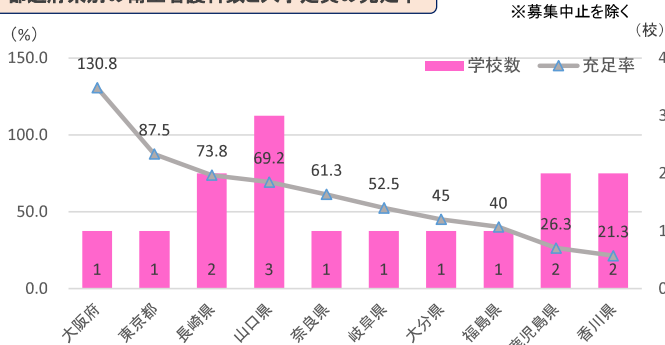
© 2025 Japanese Nursing Association

1

高等学校衛生看護科の動向

全国の高等学校衛生看護科は15校で、学校によって入学定員充足率が大きく異なっている。卒業生の90%は准看護師として就業せずに卒業後に看護師資格取得のため進学する。

都道府県別の衛生看護科数と入学定員の充足率



出典:厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」(令和6年度)

(参考)看護師と准看護師の違い

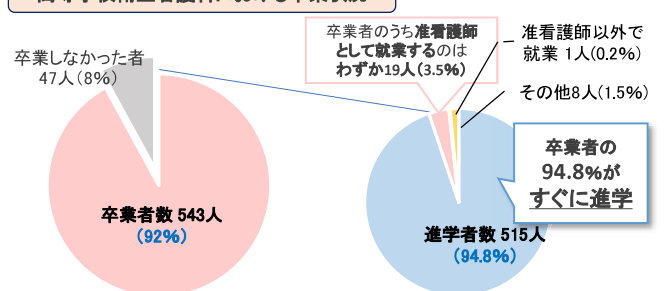
看護師と准看護師は基礎教育に違いがある。看護師は厚生労働大臣免許、准看護師は都道府県知事免許である。

		看護師	准看護師
基礎教育	入学要件	高校卒業	中学校卒業
	年限	3年以上	2年以上
	単位・時間	102単位以上	1,890時間以上
免許		厚生労働大臣の免許	都道府県知事の免許
業	看護師	「傷病者若しくは高齢者に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする」(法第5条)	
	准看護師	「医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定すること(傷病者若しくは高齢者に対する療養上の世話又は診療の補助)を行うことを業とする」(法第6条)	

出典:保健師助産師看護師法、厚生労働省医政局長通知「「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について」の一部訂正等について(通知、令和4年2月28日、医政発0228第6号 別添 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表3 別表4 に基づき作成

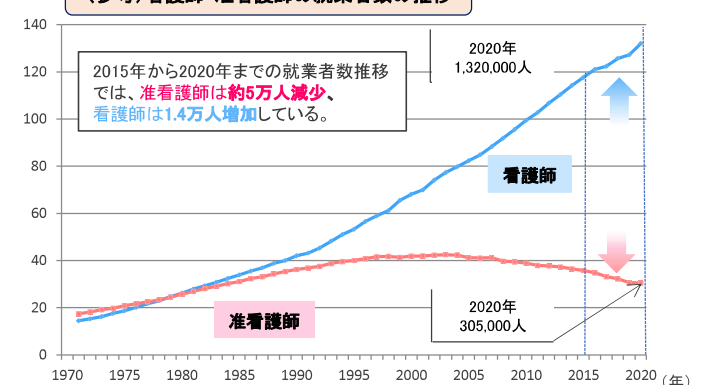
© 2025 Japanese Nursing Association

高等学校衛生看護科における卒業状況



出典:厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」(令和6年度)

(参考)看護師・准看護師の就業者数の推移



出典:日本看護協会出版会「看護関係統計資料集」各年度版(「病院報告」「医療施設調査」「衛生行政報告例」および「推計」を用いて厚生労働省医政局看護課が作成)

2

令和7年3月12日

文部科学省

高等教育局長 伊藤 学司 殿

公益社団法人 日本看護協会

会 長 高 橋 弘 枝



令和8年度予算・政策に関する要望書

医療の高度化や高齢化の進展に伴う患者像の複雑化、地域包括ケアシステムの推進により、人々の療養の場が、医療機関から地域のあらゆる場に広がっています。

2040 年に向けさらなる高齢化が進展することが見込まれる中、入院医療、外来・在宅、介護との連携強化や ICT の活用、医療 DX への対応による効果的・効率的な医療提供等、新たな課題への対応も求められています。

人口減少社会においても、質の高い看護人材を確保し、全世代の療養を支援していくためには、保健師・助産師・看護師ともに、幅広い知識と高い判断力を備え、患者・利用者をはじめ、さまざまな関係者とのコミュニケーションや調整を図りながらケアを提供できる高い実践能力が必要です。

とりわけ看護師には、多様な場において患者・利用者の状態を的確に観察・判断し、適切に対応するための実践能力の向上が不可欠であり、基礎教育の強化が喫緊の課題です。

また、保健師・助産師についても、専門職としてあらゆる世代や場において、必要なケアを提供するため、それらの基盤となる教育時間の確保が求められています。

つきましては、大学 4 年間での看護師教育および保健師・助産師教育の大学院教育への移行について、ご尽力を賜りますよう要望いたします。

重点要望事項

- 質の高い看護系人材の養成推進

1. 質の高い看護系人材の養成推進

- 大学における4年間の看護師教育を推進されたい。
- 保健師教育・助産師教育を速やかに大学院教育へ移行されたい。

※厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」(2019年)では、今後の課題等として「現行の教育課程の修業年限を前提とした教育内容の検討には限界がある。今後の看護職員の役割拡大を見据え、看護師基礎教育について一層の臨床判断能力等を養うことが必要であり、また助産師教育の国際基準等を踏まえ、看護基礎教育について修業年限の延長も含めた教育内容及び方法の検討の場を早急に設置する必要がある」との意見を記載

カリキュラム改正により単位数が増加し、統合教育は困難に

看護系大学における保健師・助産師教育の現状(2024年度306課程)

- 保健師と看護師の養成をあわせて行う大学は253課程、うち18課程では保健師養成にかかる科目が必修
- 助産師と看護師の養成をあわせて行う大学は80課程
- 看護師・保健師・助産師の3つの養成を4年間で実施している大学は75課程

課程	学校数		
看護師課程のみ	48		
看護師課程+保健師課程	178 (保健師必修6を含む)	看+保 253 (保健師必修18を含む)	
看護師課程+保健師課程+助産師課程	75 (保健師必修12を含む)		
看護師課程+助産師課程	5		看+助 80

看護系大学院における保健師・助産師教育の現状(2024年度 211大学/222課程)

課程	学校数
保健師養成課程	22校
助産師養成課程	56校 (専門職学位課程1校含む)

カリキュラムの改正(2022年4月～適用)

各課程の単位数が引き上げられたため、4年間で複数の専門職に関する内容を教授することは極めて困難

	旧カリキュラム	新カリキュラム (2022年4月～)
看護師	97単位	102単位(+5単位)
保健師	28単位	31単位(+3単位)
助産師	28単位	31単位(+3単位)